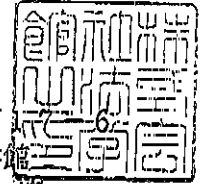


2007年6月29日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖 殿

東京都渋谷区桜丘町  
株式会社 法学館  
代表取締役 西 隆



## 回 答 書

2007年5月24日付けの貴団体からの「再申入書」に対して、下記のとおり回答いたします。

### 記

貴団体は「再申入書」において、弊社の申込規約内容そのものの不当性を問題にして、申込規約の内容改訂を申し入れされています。また、前回の弊社からの回答書では運用上の緩和の事実がわからないとも申し入れされています。しかし、弊社では、解約申し入れの方にはすべて直接ご説明のうえ対応しており、前回ご回答させていただいたとおり、

- ①講座開講前であれば事由の如何を問わず、無制限に講座解約を認め申込金を返還していること
- ②講座が開講し受講途中であっても疾病等の「正当事由」があれば申込金の返還を認めており、また「正当事由」の存否についても実際上は柔軟に解釈し運用していること
- ③違約金の額自体についても、消費者契約法10条の「消費者の利益を一方向的に害するもの」とはいえないこと

このことから、貴団体の申入書にある「解約事由を制限する条項や返金の際の多額の違約金の条項」には当たらず、解約自体を自由に選択することができない結果にはなっていないと考えます。よって弊社の申込規約は消費者契約法に違反しておらず、内容についても不当性はないことをあらためて回答いたします。

以上